

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年12月12日
【四半期会計期間】	第24期第1四半期（自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日）
【会社名】	株式会社アルチザネットワークス
【英訳名】	Artiza Networks, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 床次 隆志
【本店の所在の場所】	東京都立川市曙町二丁目36番2号
【電話番号】	042(529)3494
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 清水 政人
【最寄りの連絡場所】	東京都立川市曙町二丁目36番2号
【電話番号】	042(529)3494
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 清水 政人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期連結 累計期間	第24期 第1四半期連結 累計期間	第23期
会計期間	自平成24年 8月1日 至平成24年 10月31日	自平成25年 8月1日 至平成25年 10月31日	自平成24年 8月1日 至平成25年 7月31日
売上高(千円)	127,873	410,771	1,064,049
経常利益又は経常損失() (千円)	125,092	73,657	206,767
四半期純利益又は四半期(当期)純損失 () (千円)	125,567	62,836	208,689
四半期包括利益又は包括利益(千円)	125,586	68,048	195,271
純資産額(千円)	3,162,503	3,160,867	3,092,818
総資産額(千円)	3,399,059	3,458,757	3,358,654
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期(当期)純損失金額 () (円)	1,561.26	781.28	2,594.77
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期) 純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	93.0	91.4	92.1

- (注) 1. 当社は、四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には消費税等は含んでおりません。
3. 第23期第1四半期連結累計期間及び第23期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第24期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当社グループは、平成23年7月期、前連結会計年度（平成25年7月期）において、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上いたしました。こうした状況により、将来にわたって事業活動を継続するとの継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりました。しかしながら、財務面に支障はないものとして、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載には至っておりませんでした。

一方、当第1四半期連結累計期間においては、営業利益を計上しておりますが、重要事象等の存在を完全に解消するには至っておりません。当該事象を解消するため、前連結会計年度に引き続き収益構造の改善、販売管理費の削減、研究開発テーマの絞込み等を実施し、更なる業績の改善を図ってまいります。資金につきましても、当第1四半期連結会計期間末時点での現金及び預金の残高は、1,931,822千円であり、財務面に支障はないものと考えております。

以上のことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、「継続企業の前提に関する注記」の記載には至りませんでした。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

移動体通信分野では、LTEのサービスが世界各地で開始され、スマートフォン等多種多様なモバイル端末の普及により、移動体通信の更なる高速化・大容量化、サービス品質の向上に向けての研究開発及び設備投資が本格化しております。一方で通信品質の問題や、事業者間による加入者獲得競争、国内端末メーカーの事業撤退等もあり、今後も通信事業者及び通信機器メーカーの競合状況は一層の激化が予想されます。

また、固定通信分野におきましても光ファイバを中心としたブロードバンドサービスが進展し、IP化に伴うサービスの融合化が加速しております。スマートフォン等の普及によるネットワークトラフィックの増加により、ネットワークの負荷低減に向けた投資も行われており、ネットワークの更なる高速化・大容量化が求められております。

これらの技術や新サービスの導入に伴い積極的な研究開発投資が見込まれる一方で、サービスの低価格傾向は定着しており、通信各社の研究開発及び設備投資は選別的な姿勢が継続されるものと予想されます。

このような状況の中、当社グループでは、以下の営業、マーケティング及び研究開発活動を行いました。

- () LTE-Advancedに対応する製品の開発及び販売
- () LTEに対応する製品の開発及び販売
- () LTEに対応する商材開拓及び販売
- () 中国、韓国、欧州、中東、北米等の海外市場におけるLTE対応製品の市場開拓及び販売
- () WiMAXに対応した製品開発・商材開拓及び販売
- () 第3世代移動体通信対応製品販売
- () 次世代ネットワークに対応した製品開発・商材開拓及び販売
- () 通信分野における新事業に向けたマーケティング及び研究開発

その結果、当第1四半期連結累計期間におけるセグメント別の売上高は以下のとおりとなりました。

(モバイルネットワークソリューション) 367,952千円(前年同期比267.1%増)

当セグメントの売上高は、367,952千円となりました。LTE対応製品の売上加え、LTE-Advancedに対応する製品の販売を行いました。WiMAX対応製品の売上も増加し、前年同期比で大幅な売上増となりました。

(IPネットワークソリューション) 42,818千円(前年同期比55.0%増)

当セグメントの売上高は、42,818千円となりました。イーサネットサービス向けのフィールドテスト用途の「サービススタ」の販売が前年同期比で増加したことによるものです。

以上の結果、当第1四半期連結累計期間におきましては、売上高410,771千円(前年同期比221.2%増)、営業利益59,917千円(前年同期は133,616千円の営業損失)、経常利益73,657千円(前年同期は125,092千円の経常損失)となり、四半期純利益62,836千円(前年同期は125,567千円の四半期純損失)となりました。

(2) 資産・負債及び純資産の状況

当第1四半期連結会計期間末における流動資産は2,927,997千円であり、前連結会計年度末に比べ53,414千円増加いたしました。主な内訳は、現金及び預金が27,593千円、商品及び製品が42,853千円増加し、売掛金が29,412千円、原材料及び貯蔵品が26,287千円減少したことが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における固定資産は530,759千円であり、前連結会計年度末に比べ46,688千円増加いたしました。投資その他の資産が36,206千円増加したことが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における流動負債は281,075千円であり、前連結会計年度末に比べ33,561千円増加いたしました。賞与引当金が20,319千円、その他の負債が28,114千円増加し、買掛金が20,872千円減少したことが主な要因であります。

当第1四半期連結会計期間末における純資産は3,160,867千円であり、前連結会計年度末に比べ68,048千円増加いたしました。利益剰余金が62,836千円増加したことが主な要因であります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発費の総額は、133,181千円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	380,000
計	380,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年10月31日)	提出日現在発行数 (株) (平成25年12月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	95,620	95,620	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用し ておりません。
計	95,620	95,620	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年8月1日 ~ 平成25年10月31日	-	95,620	-	1,359,350	-	1,497,450

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成25年7月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成25年10月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 15,193	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 80,427	80,427	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	95,620	-	-
総株主の議決権	-	80,427	-

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が9株（議決権の数9個）含まれております。

【自己株式等】

平成25年10月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数（株）	他人名義所有 株式数（株）	所有株式数の 合計（株）	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 （％）
株式会社アルチザネットワークス	東京都立川市曙町 2 - 36 - 2	15,193	-	15,193	15.89
計	-	15,193	-	15,193	15.89

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年7月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成25年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,904,228	1,931,822
売掛金	457,193	427,781
商品及び製品	362,284	405,137
仕掛品	440	6,909
原材料及び貯蔵品	105,749	79,461
その他	44,687	76,884
流動資産合計	2,874,582	2,927,997
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	8,554	8,206
車両運搬具(純額)	2,987	2,713
工具、器具及び備品(純額)	97,229	108,209
有形固定資産合計	108,771	119,128
無形固定資産	21,998	22,122
投資その他の資産	353,301	389,508
固定資産合計	484,071	530,759
資産合計	3,358,654	3,458,757
負債の部		
流動負債		
買掛金	187,073	166,200
未払法人税等	-	6,000
賞与引当金	21,157	41,476
その他	39,282	67,397
流動負債合計	247,513	281,075
固定負債		
資産除去債務	11,440	11,472
その他	6,881	5,342
固定負債合計	18,322	16,814
負債合計	265,835	297,889
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,359,350	1,359,350
資本剰余金	1,500,547	1,500,547
利益剰余金	755,636	818,472
自己株式	515,124	515,124
株主資本合計	3,100,410	3,163,246
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	14,379	10,451
為替換算調整勘定	6,787	8,071
その他の包括利益累計額合計	7,591	2,379
純資産合計	3,092,818	3,160,867
負債純資産合計	3,358,654	3,458,757

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日)
売上高	127,873	410,771
売上原価	41,155	128,040
売上総利益	86,717	282,731
販売費及び一般管理費	220,333	222,813
営業利益又は営業損失()	133,616	59,917
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,257	13,260
為替差益	5,409	325
その他	99	597
営業外収益合計	8,767	14,183
営業外費用		
支払利息	16	12
消費税差額	226	430
営業外費用合計	242	443
経常利益又は経常損失()	125,092	73,657
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	125,092	73,657
法人税、住民税及び事業税	570	10,900
法人税等調整額	94	78
法人税等合計	475	10,821
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	125,567	62,836
四半期純利益又は四半期純損失()	125,567	62,836

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	125,567	62,836
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	787	3,928
為替換算調整勘定	806	1,284
その他の包括利益合計	19	5,212
四半期包括利益	125,586	68,048
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	125,586	68,048
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日)
減価償却費	15,572千円	14,240千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成24年8月1日 至 平成24年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		四半期連結損益計算書 計上額(注)
	モバイル ネットワーク ソリューション	I P ネットワーク ソリューション	
売上高			
外部顧客への売上高	100,243	27,629	127,873
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	100,243	27,629	127,873
セグメント利益又は損失()	142,575	8,959	133,616

(注)セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

当第1四半期連結累計期間(自 平成25年8月1日 至 平成25年10月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		四半期連結損益計算書 計上額(注)
	モバイル ネットワーク ソリューション	I P ネットワーク ソリューション	
売上高			
外部顧客への売上高	367,952	42,818	410,771
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-
計	367,952	42,818	410,771
セグメント利益	47,641	12,275	59,917

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成24年 8 月 1 日 至 平成24年10月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成25年 8 月 1 日 至 平成25年10月31日)
1 株当たり四半期純利益金額又は 1 株当たり 四半期純損失金額 ()	1,561円26銭	781円28銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額 () (千円)	125,567	62,836
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純 損失金額 () (千円)	125,567	62,836
普通株式の期中平均株式数 (株)	80,427	80,427

- (注) 1. 前第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、1 株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当第 1 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社は、平成25年11月27日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条、第239条及び平成25年10月29日開催の第23期定時株主総会決議に基づき、当社取締役及び従業員に対しストックオプションとして発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決議いたしました。

1. ストックオプションとして新株予約権を発行する理由

業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、企業価値の向上を目指すことを目的として、当社取締役及び従業員に対し、次の要領により新株予約権を有利な条件をもって割当てるものであります。

なお、本新株予約権は下記2.(8)「新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の業績があらかじめ定める基準に達成した場合に初めて権利行使を可能とするものです。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の名称

株式会社アルチザネットワークス 2014年度新株予約権

(2) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割当てる新株予約権の数

当社取締役 2名 40個

当社従業員 45名 252個

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1個当たり1株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の総数

292個とする。

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の総数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(5) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(6) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(7) 新株予約権の権利行使期間

平成26年10月31日から平成27年9月30日までとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

当社の平成26年7月期の監査済みの連結損益計算書における売上が18億5千万を30%以上上回ること。新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使時において、当社及び当社子会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人による権利行使は認めない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) 新株予約権の取得に関する事項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記(8)の定め又は新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社の株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合)は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
- ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(11) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。

(12) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編成対象会社」とい

う。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、上記(3)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式1株当たり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記(7)に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(9)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使条件

上記(8)に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

上記(10)に準じて決定する。

(13) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(14) 新株予約権の割当日

平成25年11月29日

(15) 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しない。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年12月10日

株式会社アルチザネットワークス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水上 亮比呂 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐々田 博信 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アルチザネットワークスの平成25年8月1日から平成26年7月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成25年8月1日から平成25年10月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アルチザネットワークス及び連結子会社の平成25年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。